

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎県消費生活センターからの情報です。

配信日 平成 27 年 7 月 1 日

ギフト用電子マネー等で支払わせるアダルトサイトの請求に注意！

内 容

一昨日、スマホで無料アダルトサイトにアクセスし、動画再生をクリックしたところ、突然「未入金状態になっている」と表示された。びっくりして業者に連絡し、間違って登録になったと伝えたが聞き入れられず、「未入金は20万円だが、本日正午までに支払えば12万円でもいい」と言われ、結局支払うことになった。指示されるままコンビニで大手ネット通販株式会社ギフト用電子マネーを12万円分購入し、電子マネーのコピーをファックスで送ったものの、納得できない。

消費生活センターからのアドバイス

1. アダルトサイトのワンクリック請求には応じる必要はありません。業者に連絡してしまうと、強く請求されるだけでなく、こちらの個人情報を与えてしまうことにもなりかねませんので絶対にやめましょう。
2. 最近は、料金支払いにプリペイドカード（以下、カードという）を購入させるケースが多くなっていますが、本ケースのようにカードに記載された番号を他人に教えると使われるタイプのものがあって、コンビニ等で簡単に購入できます。法律で、購入したカードの返金は原則的に認められません。使われる前であれば何らかの救済が図られる場合もまれにありますので、すぐにカード会社に連絡してください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095 - 824 - 0999
[相談受付時間]平日(月～金曜日)...午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口

長崎市消費生活センター

(095 - 829 - 1234)

佐世保市消費生活センター

(0956 - 22 - 2591)

島原市消費生活センター

(0957 - 62 - 9100)

諫早市消費生活センター

(0957 - 22 - 3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 4222)

壱岐市消費生活センター

(0920 - 48 - 1111)

松浦市消費生活センター

(0956 - 72 - 1861)

対馬市消費生活相談所

(0920 - 52 - 8322)

五島市消費生活センター

(0959 - 72 - 6144)

西海市消費生活センター

(0959 - 37 - 0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38 - 7830)

南島原市消費生活センター

(0957 - 82 - 3010)

他各市町相談窓口